

令和4年度第2回秦野市上下水道審議会

午後1時57分開会

○課長代理（総務担当） 定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、ただいまより、令和4年度第2回秦野市上下水道審議会を始めさせていただきます。

本日は御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます上下水道局経営総務課の田邊と申します。よろしく願いいたします。

さて、本日の会議でございますが、委員15名のうち12名の出席をいただいておりますので、秦野市上下水道審議会規程第7条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

また、当審議会の会議録についてですが、原則、ホームページで公開することになります。公開する前に、事務局で作成する会議録の内容につきまして、会長及び委員1名の方に御確認をいただいております。会長のほか、会議録の確認をしていただく委員の方は、今回は岩崎委員にお願いしたいと思います。岩崎委員、どうぞよろしく願いいたします。

○岩崎委員 お願いします。

○課長代理（総務担当） 事務局からは以上です。

それでは、開会に当たりまして、茂庭会長、御挨拶をお願いいたします。

○茂庭会長 本日は、非常に暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

何か梅雨が今日、明けたそうでした、梅雨入りは例年どおりだったんですけども、こんな早く明けるのは史上初だそうです。たしか2018年6月29日に梅雨が明いたという記録があるんですけども、非常に暑い夏が今年は長そうです。となりますと、水道関係者にとっては水不足が一番の心配になりますが、今のところ、どうやら、情報によりますと関東地方は、冬に雪が多かったせいで、ダムはほぼ70%の貯水率を保っているようですので、何とか乗り切れるのかなというふうに思っております。

ただ、心配なのは、秦野はそうじゃないんですけども、湖なんかで水温が上がりますと、いろいろと藻類の障害が出てきて、水道関係者にとっては非常にやっかいなことになるかもしれません。

秦野市の審議会のほうは、水源の問題は特にないようですので、安心していただけるかと思っておりますけれども、今日は、暑い夏にまた料金値上げの検討という、非常にまた熱い話題を議論していただくこととなりますので、よろしくお

願います。

○課長代理（総務担当） どうもありがとうございました。

前回の審議会は、今年度の第1回ということで、委員の皆様にご自己紹介をお願いいたしました。前回欠席されていた3名の委員の皆様には、ここで自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、小俣委員、願います。

○小俣委員 日本下水道協会経営課長の小俣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○課長代理（総務担当） 次に、川口委員、願います。

○川口委員 秦野飲食店組合組合長の川口でございます。よろしくお願いいたします。

○課長代理（総務担当） 最後に、杉本委員、願います。

○杉本委員 秦野商工会議所の副会頭の杉本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○課長代理（総務担当） どうもありがとうございました。

なお、本日、公益財団法人 神奈川県下水道公社 業務部長の西村委員、株式会社不二家 秦野工場工場長の平岡委員、公益社団法人 秦野青年会議所理事長の柳川委員の3名の方は、お仕事の都合により欠席されていますので、御報告いたします。

それでは、議事に入る前に本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の次第、資料1「自己水率向上計画」、A3横版のものです。資料2-1「財政計画の見直しについて」、A4版になります。資料2-2「水需要推計（水道事業）」、資料2-3「財政計画表（水道事業）」、資料2-4「汚水量推計（公共下水道事業）」はA3横版です。資料2-5「財政計画表（公共下水道事業）」はA3横版で2枚ございます。続きまして、資料3-1「上下水道料金に関する資料集」A4横版。最後に、資料3-2「料金体系の見直しの方向性について」A4版となります。

そのほかに、「はだの上下水道ビジョン」の冊子、「上下水道事業統計要覧」の冊子、「秦野の水道・下水道」パンフレット、資料は以上となります。不足資料等がございましたら、お声がけください。

なお、最後に確認した冊子とパンフレットでお配りした「はだの上下水道ビジョン」と「上下水道事業統計要覧」と「秦野の水道・下水道」の3つの資料につきましては、会議終了後に回収させていただき、次回会議の際に再度、机上配付いたしますので、会議終了後、机の上にそのまま置いておいていただければと思います。

以上となります。

資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、茂庭会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

○茂庭会長 それでは、早速、議事に入らせていただきます。

まず、議事1「新規水源整備を踏まえた施設整備計画案及び財政計画等について」を議題といたします。

まず、自己水率向上のための施設整備計画案について、事務局から説明をお願いいたします。

○課長代理（水道計画担当） それでは、議事1「新規水源整備を踏まえた施設整備計画案及び財政計画等について」御説明いたします。

まず、新規水源整備を踏まえた施設整備計画案について、水道施設課より御説明いたします。この件につきましては、先日の第1回審議会において、事業の方針やスケジュールについて御説明させていただきました。本日は、事業の計画案について御説明いたします。

資料1を御覧ください。こちらは、第1回審議会にてお配りした資料に事業計画案を追記したものでございます。右側の表の一番下に、令和5年度から12年度までの計画案を示してございます。

計画の内容につきましては、今年度予算において、水源に関わる調査を予定しておりますが、その結果を踏まえて、令和5年度に新水源の候補地を選定いたします。その結果により、令和6年度は用地交渉や測量業務を行い、令和7年度に用地を買収する計画となっております。その後、令和8年度に現地調査や設計業務を行い、それに基づき、令和9年度から造成工事や井戸の築造工事、そして取水場の設備や導水管の整備を行うものでございます。

事業費につきましては、令和6年度の測量が500万円、令和7年度の用地買収が1,000万円、令和8年度から12年度まで毎年5,000万円となっており、総額2億6,500万円を予定しております。

なお、後ほど御説明がございしますが、この計画を追加しても料金改定率を見直す必要はないものと考えております。

以上で説明を終わります。

○茂庭会長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたことについて御意見・御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

令和5年度から約7年間をかけて2億6,500万円、新規の井戸を造るということでございます。前回、全体の話はありましたので、お分かりいただけていると思います。

それでは、ほかにはないようですので、今、説明のありました自己水率向上計画や決算数値、人口推計の変化などを見込んだ財政計画等の見直し案について、事務局から説明をお願いいたします。

○課長代理（経営担当） 経営担当の野尻と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、私からは、議事1におきます財政計画の部分について説明いたします。

施設整備計画につきましては、先ほど水道施設課から説明のあったとおり、自己水率向上に向けた新水源の整備など、現計画にはない事業の追加に伴う変更でしたので、水道事業のみの説明となりました。

ただ、一方で、財政計画につきましては、後で説明しますが、水道料金や下水道使用料の収入を見込むに当たっての根拠となります行政区域内人口に変更があり、このことに伴い、水道事業と公共下水道事業ともに再算定しましたので、こちらにつきましては、水道と公共下水道の両方の財政計画の見直し部分を説明いたします。

それでは、資料2-1の「財政計画の見直しについて」を御覧ください。なお、正面スクリーンでも表示いたしますので、御承知おきください。

まず、「1 財政計画について」ですが、今年度の上下水道審議会におきましては、新たに5名の委員の方々の就任がございましたので、改めて財政計画とは何かを簡単に説明したものです。

市民生活に必要なライフラインである上下水道事業について、将来にわたり持続可能なものとするために、中長期先を見据えた経営の理念、そして現状の課題や将来起こり得る問題の解決に向け、お手元にもございますが、今後の取組の方向性などを示した「はだの上下水道ビジョン」を令和3年3月に策定しております。

このビジョンの中で、先ほど言いました課題解決に向けた施設の整備や更新などの具体的な行動を示した計画が「施設整備計画」であり、この計画を着実に推進するための料金改定を含めた健全経営の強化策が「財政計画」となります。

なお、現行の財政計画につきましては、お手元のビジョンの中にありますが、水道は175ページから187ページ、下水道につきましては、227ページから241ページに掲載してございます。

次は、「2 見直しの理由及び内容」になりますが、こちらは（1）と（2）の2項目があります。

まずは1項目の「（1）上下水道共通」の「ア 人口減少の加速による影響」を御覧ください。財政計画では、令和3年度から10年間の水道料金及び下水道

使用料の料金収入の見込額を示してございます。この見込みに当たりましては、用途別での有収水量を推計した上で算定しており、その大半を占める家事用の有収水量につきましては、「人口推計」を算定の基礎としています。

そうした中、令和2年度実施の国勢調査の結果、大幅に行政区域内人口が減少し、家事用の有収水量を再算定する必要が生じたため、このことに伴い、水道・下水道共に料金収入の見込額を見直したものです。

次に、「イ 燃料費高騰による影響」です。産油国による生産増加の見送り、コロナ禍後の経済活用再開による燃料需要の高まり、そして、ウクライナ情勢の長期化などによりまして、燃料費が高騰しており、いまだ高止まりの状態にあります。

このことによって、今年度の予算におきましても燃料費が不足することがほぼ確実と見込まれております。

これはスクリーンのみになりますが、参考として、浄水管理センターの昨年3月と今年3月との電気料金を比較しました。電気使用量がプラス2.4%に対し、料金はプラス46.5%となっています。この高止まりがいつ解消するのか、どこまで続くのか、先行きは不透明であり、この変動要素については無視できないため、料金算定期間の令和5年度から8年度にかけて、燃料費に係る動力費を増額いたしました。

次に、「(2) 水道事業」です。先ほども水道施設課から説明がありましたとおり、自己水率の向上に伴う新水源整備などの新たな費用の計上がありましたので、建設改良費を増額しております。

以上が見直しの理由及び内容となります。

それでは、見直しによってどうなったかということですが、2ページにお進みください。「3 見直し後の財政計画等」の「(1) 水道事業」になります。

まず、「ア 水需要推計及び財政計画表」から見ていきますが、こちらは、別添の資料2-2「水需要推計」を御覧ください。

主な変更箇所ですが、先ほど行政区域内人口が国勢調査の結果に伴い減少したとの話をいたしました。その部分が、左上の赤の点線で囲みまして令和2年度の行政区域内人口となります。現計画の推計値につきましては、その下の青い字で示しました16万4,243人でしたが、今回、実績値の16万1,932人に修正いたしました。

また、3年度につきましても、実績値に変更しております。

なお、4年度以降につきましては、もともと現計画で示していた人口、具体的には本市の総合計画はだの2030プランによる趨勢人口としていたしましたが、この趨勢人口に、国勢調査の結果により減少した減少率をそれぞれ乗じたものとい

たしました。

次に、下の赤い点線は給水人口ですが、行政区域内人口の減少に伴い、松田町の湯ノ沢地区とともに変更しています。

次に、その下の赤い点線は、家事用の1人1日平均ですが、253リットルに変更いたしました。この算出方法につきましては、その上の1日平均4万1,071立方メートルをリットル換算し、その数値を給水人口で割りますと253リットルとなります。

現計画では240リットルでしたが、算出に当たり、分子となる家事用の使用水量が、コロナ禍の巣籠もり需要の高まりにより、多くなったことに加えまして、分母となる給水人口が、国勢調査の結果に伴い減少したことによりまして、家事用の1人1日平均のリットル数が増えたものでございます。

次に、表の真ん中部分にあります赤い点線で囲んだ秦野丹沢サービスエリアであります。これは、国勢調査の結果とは関係ございませんが、現計画では1日360立方メートルの水量を令和6年度から使われるものとして見込んでおりました。

しかしながら、NEXCO中日本からは、計画どおりの開通は困難との発表がございました。なお、開通時期につきましては、発表はいまだにございません。そういったこともありまして、2年先延ばしの令和8年度からの見込みとし、使用水量は、これはNEXCO中日本の申告に基づき、1日484立方メートルといたしてございます。

以上が変更点となります。

続きまして、資料2-3「財政計画表」を御覧ください。こちらにも主な変更箇所を説明いたします。

まず、一番上の青の網かけ部分を御覧ください。こちらは給水収益、いわゆる水道料金収入ですが、先ほど説明しました資料2-2の水需要推計で見込んだ有収水量に基づき、算出したものとなります。なお、この数値は、その上の赤い点線で囲みました改定率を乗じた数値となっております。

次に、真ん中の青の網かけ部分であります。管路と施設の維持管理費になります。この維持管理費の部分に動力費の増額分を反映させた変更箇所となります。

次に、少し下の同じ青の網かけ部分を御覧ください。こちらは建設改良費ですが、この部分に、自己水率向上に伴う新水源整備などの新たな費用を反映させた変更箇所となります。

それでは、お手数ですが、資料2-1にお戻りいただき、2ページ目の「見直しに伴う影響」を御覧ください。まず、水道料金の収入額ですが、令和5年

度から12年度の合計額は現行計画を下回りますが、令和3年度決算額と令和4年度予算額は現計画を上回ります。これにより、計画期間における合計額も上回りますので、予定しています7%の改定率をさらに上げるといった影響はないものであります。

次に、料金回収率になりますが、料金回収率とは、収益と費用との関係を見るものであります。この料金回収率が100%を下回る場合は、給水に係る費用を水道料金だけでは賄い切れず、ほかの収入も使って賄っているといったこととなります。動力費の増額によりまして、令和8年度に一時的に100%を下回りますが、以降は再び100%を上回り、それを維持できるものと見込んでございます。

次に、補填財源残高ですが、8億円を維持し、令和12年度に12億円を確保するという目標となっておりますが、建設改良費の増額に伴い、こちらも令和8年度に目標を少し下回ります。しかしながら、近年、上振れの状態が続いていることから、決算においては目標値を確保できるものと見込んでいます。

また、計画最終年度である令和12年度の企業債残高や企業債に対する水道料金収入の割合を示しました企業債残高対給水収益比率も目標値を下回る見込みですが、入札によって予定価格から落札価格は落ちることから、ある程度改善できるものと見込んでございます。

以上が水道事業となります。

それでは、次に、公共下水道事業になりますが、3ページにお進みください。「(2) 公共下水道事業」の「ア 汚水量推計及び財政計画表」になりますが、先ほどと同じように、こちらも汚水量推計から見ていきます。資料2-4を御覧ください。

主な変更箇所ですが、水道事業と同じように、左上の赤い点線部分であります行政区域内人口を変更してございます。3年度及び4年度以降も水道事業と同様となります。

次に、その下の赤い点線部分の水洗化人口も併せて変更いたしております。

次に、さらにその下の家事用の1人1日平均ですが、261リットルに変更しました。この算出方法につきましては、その上の1日平均3万4,109立方メートルをリットル換算いたしまして、その数値を水洗化人口で割ると261リットルとなります。

現計画では245リットルとしていましたが、算出に当たっての分子となる家事用の汚水量が、コロナ禍の巣籠もり需要の高まりにより、多くなったことに加えまして、分母となります水洗化人口が、国勢調査の結果に伴い少なくなったことによって、261に増えたものでございます。

次に、表の真ん中部分にあります赤い点線で囲みました秦野丹沢サービスエ

リアですけれども、これは水道事業と同じく、令和6年度から2年先送りの令和8年度に変更してございます。

以上が主な変更点となります。

続きまして、資料2-5「財政計画表」を御覧ください。こちらにも主な変更箇所を説明いたします。

まずは、上のほうの青の網かけ部分は下水道使用料の収入額で、先ほども説明しました資料2-4の汚水量推計で示した有収水量に基づき算出したものがあります。なお、この数値につきましては、これも水道と同じように、一番上の赤い点線で囲みました改定率を乗じた数値としてございます。

次に、真ん中の青い網かけを御覧ください。こちら、管きよと施設の維持管理費になりますが、この部分に動力費の増額分を反映させた変更となります。

それでは、お手数ですけれども、資料2-1にお戻りください。3ページ、「見直しに伴う影響」を御覧ください。まず、下水道使用料の収入額ですが、計画期間10年間の合計につきましては、現行計画を約6,000万下回ります。ですが、各年度で急激に落ち込むことはありませんので、予定しています5%の改定率をさらに上げるなどの変更はないものと考えてございます。

次に、経費回収率ですが、下水道使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表す指標になります。動力費の増額によりまして、令和5年度から8年度において97%以上という目標値をやや下回りますが、令和9年度以降は、目標値である100%以上を維持できる見込みとなっております。

以上が公共下水道の説明となります。

水道、そして公共下水道ともに多少の影響はあるものの、どこかの年度において急激な落ち込みがあったり、全体的にかなり落ち込んだりといったことはないものと見込んでおります。したがって、今回の見直しが、予定しています改定率には全く影響がないものと考えてございます。

説明は以上となります。

○茂庭会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明した点につきまして御意見・御質問等ございましたらよろしくお願ひします。

○入江委員 3点ございます。いずれも資料2-1の1ページのところでございますけれども、まず1点目についてですけれども、人口減少については、国立社会保障・人口問題研究所とかオーソライズした資料が多々あるわけなんですけれども、例えば次の燃料費高騰については、足元が上がっているのは肌感覚で私も分かりますし、実際に上がっているんですけれども、これが一過性のものなのか、それとも値上げするということは、ある意味、来年上げて、すぐ下げ

るわけじゃないでしょうから、ずっと上げるわけでしょうから、そうすると燃料費は上がりっ放しなのかどうかについては、特にオーソライズされたものがあるかどうか、示されていないわけなんですけれども、例えばいろいろなりサーチ会社とか、エコノミスト、証券会社とか、いろいろなりサーチがありますけれども、そういったところは具体的にどれぐらいの上がり幅で推移していくことを示されているのか、平均値はどれぐらいなのか、それがないと、片道切符で上がりますと、燃料費は今、上がっていますというだけでは、なかなかロジックとして成立しないんじゃないかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうかとというのが1点目。

2点目として、民間企業であれば、普通は、上がった場合は、上がりました、しようがないというだけじゃなくて、すぐ値上げせず自助努力をして、値上がったけれども、こんな努力をしたけど、駄目だったんだというのがあると思うんですけれども、これは特に示されていませんけれども、例えば、技術的なことは、私、銀行員なので、分かりませんけれども、このような配置の工夫によって容量を少なくしたとか、あるいは、例えば、神戸市なんかは自治体でも、私が監査にいた頃は、外債、マルク債を発行して資金調達して、それでポートアイランドを埋立て、造ったということがありましたけれども、ところが、ここはそういう例でいっても、値上がりしているのであれば、先物とか為替先物とか、そういうことができるのかどうか、分かりませんけれども、デリバティブにかかわらず、どのようなコスト対策をやった上でやむなく上がっているということになっているのかというのが2点目ですね。

それから、3点目としては、燃料費が上がったということは書いてありますけれども、そもそもコストのウエートというのはどういうふうになっていて、寄与率というのが……。燃料費が、例えば9割5分も占めていて上がっているんだったら、ああ、それは上がっていますねとなるんですけれども、燃料費が実は全体の1%で、その全体を考えれば微々たるものだよということなのか、それがちょっと分からないので、多分、燃料費以外にもかかるものがあると思えますね、人件費とかいろいろ、薬品であるとか、あるんだと思うので、その全体比が分からない中で、エネルギー、燃料費が上がっているから上げますというのでは、なかなか、普通の民間企業だったらもう紛糾すると思うんですね。それが3点目です。それぞれ御見解を、いかがでございましょうか。

以上でございます。

○茂庭会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からお願いします。

○課長代理（経営担当） 私のほうから、燃料費について、先ほど1点目の部分

ですけれども、今年度予算につきまして、燃料費調整単価というのが昨年4月から今年4月にかけて6.37円上がってございます。こちらにつきまして、これを3年度の電気量、これに掛けますと一応6,500万程度、不足が生じるといったことになってございます。それで、こちらにつきまして、先ほど説明でもありましたように、ちょっと無視できないのかな、これは特記内容だなということで、計上させていただいています。

すみません、ちょっと聞き間違えだったらあれなんですけれども、2点目、企業努力という感じに聞こえたんですけれども、こちらにつきましては、ライフラインでございますので、なかなか電力を抑えるといったことができないのかなというのが、こちらとしての話になります。

すみません、3点目のほうが、コストのウエートという部分がちょっと分からないんですけれども……。

○入江委員 そもそもパーセンテージですね、何%を占めていると思うので。その構成比と増減率を掛ければ寄与率というのが出るんですね、そういう数式があるんですけど。通常、アップダウンは、大体、寄与率でやることが多いので。

あと、ついでに話すと、1点目の話は未来の話なので、過去にこれだけ、6%上がりましたということではなくて、私が言っているのは未来の話なので、未来に毎年6%上がるというわけではないでしょうと。今、上がっているのは分かっていますよ。ただ、来年以降、6%毎年上がるわけではないでしょうと。それは、世の中の名だたる人たちはどういうふうに見ているのかというデータがないですねと。人によって違うから、平均値だとか、高い人はこれぐらい見えています。そんなに伸びないと見ている人もいます。でも、平均すると何%アップですとか、それがないと、ならないですねと。

あと、企業努力というのは、私どもだって政府系金融機関ですけれども、去年、ボーナスは大幅に減りましたよ。そういう努力をしているのかどうかということですよ。

○課長代理（経営担当） 期間の部分については、なかなか私も、民間企業やシンクタンクなどといったところをいろいろ見たんですけれども、やはりどこまで続くのか、ちょっと分からないという感じの調べとなりましたので、取りあえず、今回、料金算定期間、令和5年度から8年度を料金算定期間としていますけれども、その部分だけでもこの動力費の増額分というのは見ようといったことで、料金算定期間の4年間だけを特に見て、その増額分だけを示してございます。

先ほど言ったように、どういった根拠かという、その平均値とか、そういったものは、すみません、算定するに当たっては、ちょっと調べてもなかなか具体的

なものは見つからなかったもので、このような対応をさせていただきます。

○入江委員 燃料についてだって、燃料は来期になったら相当、動きが違ってくると思うんですね。

○経営総務課長 すみません、ちょっと補足させていただきますと、今、なかなか、それがいつまで続くかの見通しを立てるのが難しかったという説明が課長代理からありました。

今の高騰がそのまま続いていくよという見通しは、言ってみればシビアなシナリオで、最悪のケースで見えています。それをもってしても改定率を変える必要がないという答えが見えていますので、それで、このままの数字を使わせていただけるという意味もあります。最悪を見込んでも、さらに料金改定をお願いするということにはならないということでお示しをさせていただきました。

燃料費、主には電気料になるんですけれども、これの高騰対策として、1点、今年度取り組んでいることがありますので、それは下水道のほうの施設担当課長から、ちょっと御説明させていただきます。

○担当課長（処理場担当） では、2問目の自助努力というところなんですけれども、というのは、処理場のほうが今、施設の運転をしております、決して無駄遣いで電気を使っているというわけではないんですけれども、今年度、委託を出しまして、こういった運転方法をすれば電気の削減ができるんじゃないかというような委託を今年度、実施しております。その委託というのは全国の各市町村で実施しているんですけれども、おおむね5%から10%ぐらいの電気料の削減は図れるだろうということで、そこが自助努力なのかなと思っております。

以上です。

○茂庭会長 よろしいですか。

○入江委員 そういう意味では、見えていますといっても、それは秦野市役所のAさん、Bさんが勘でやっているにすぎないと思うので、例えば、どこどこ総研が何%見えています、何とか総研は何%見えています、アメリカの研究者はこう見えています、その平均は何%ですと、そういうのがないと、どう見たのか、分からないでは、それを基に料金が上がりますといっても、そのロジックが成立していないので、いいも悪いも、ロジックが、理由がないということと同じだと思いますね。

人口は国立社会保障・人口問題研究所のものがありますから、ともかくとして、それ以外は全部、市として、私はこう見えていますみたいに。あなたは経済博士ですから、そういう状況、経済博士が何百人も見えて、意見を尽くした上でこの結果になったんですかというものではないと思うんですよ。

多分、政府が物価対策をやった場合はこれぐらいだとか、やらない場合はこれぐらいだとかによって、いろいろパターンがあると思うので、平均値がいいのか、分かりませんが、この見方では、政府の対策を織り込んだものを見ている、予想して充てていますとか、そういうふうにやるのが普通だと思うんですけども。

○経営総務課長 今回の電気の実績の話は、既に同様のことを行った同規模の処理場の実績値、それを見込値として採用させていただいています。

○茂庭会長 非常に難しい問題でして、特にこれ、多分、政府も、あるいは政府系アナリストも、これからの燃料費、あるいは電気料金がどう変化していくかというのは読み切れない問題だろうと思うんですね。

ですから、現状では、今ある情報でもって、最悪のシナリオを前提に議論をするのが本当は正しいだろうと思うんですが、その最悪のシナリオの上限がどこにあるか、分からないような状況じゃないかなと思っています。

今回は、去年の同月との比較でもって一応得られる数値を使って算定を試みたというところで、それほど大きな影響は、それでもなかったという結論、そう理解してよろしいのでしょうか。

○経営総務課長 そういうことになります。はい。

○茂庭会長 いかがでしょうか、そういうことで。見通しがもう少し出てくる、あるいは情報がもう少し豊富に出てきて確定できるようであれば、見直すこともやぶさかではないということで進めるしかないのかなと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○入江委員 そうですね。まあ、しょうがないですね、やっておられないわけですから。

原発稼働ありなのか、なしなのか、それによって電源が相当変わると思うんですけども、そういうのを全然調べていないので、いいも悪いも議論すべき材料がないので、取りあえず、ここは黙るしかないかなと思います。

○茂庭会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問・御意見等ありましたらお願いします。どうぞ。

○小俣委員 日本下水道協会、小俣と申します。よろしくお願いします。

すみません、第1回に出ていないので、もしかしたら既に議論されている内容かもしれないのですが、資料2-4のほうを見ていたときに、先ほど入江委員から一過性というお話があったと思うのですが、この中で有収水量を見ていくと、令和2年度、1人1日当たり261リットルとあるのですが、これ、先ほど御説明あったとおり、やっぱりコロナ禍の巣籠もり需要で上がっていると思うんです。一応それをベースにこの有収水量を推定されていると思うので、令和

元年度の実績は実際どうだったのかというのをちょっと教えていただきたいのと、それが1点目ですね。

それを見据えた上で、この推計を見ているのか、コロナ後もこの水量でずっと推移していくというふうに見ていっていいのかというのが、1点疑問点がありましたので、それについて教えていただきたいというのが1点です。

あと、2点目は、資料2-5のほうを見ていただきまして、先ほど、ここもやはり入江委員からコストの部分でお話だったと思うんですが、令和5年度で下水道料金5%上げて、令和9年度も5%のままでいって、要は基準外繰入金令和9年度からゼロになっていくと。これは、ちゃんと見ていないのであれですけれども、大口の利用者が増えるから、収入が増えるから、ここでゼロになるのかなというふうに思ったのですが。

あと、先ほど秦野市さんでいろいろと努力されているという中で、いろいろとB-DASHプロジェクトですとか、何かそういったもので支出を抑えられている取組があれば、それによってどれぐらい抑えられたかということをやっと教えていただければなというところが2点目です。

以上でございます。

○経営総務課長 まず1点目の令和元年度の有収水量ですけれども、下水道については、1,458万1,000立方メートルになります。ですから、2年度は元年度よりも27万立方メートル多いという形になります。

令和9年からゼロになる理由ですけれども、もちろんいろいろな努力、今、御紹介いただいたB-DASH事業などでも年間4,000万円ぐらいの事業費の節減などを見込んでおります。そういったものもございましてけれども、やはり、ゼロにできる一番大きな理由は、小刻みではありますけれども、5%の改定を2度行くと、そのことによってゼロが達成できるということになろうかと思えます。

以上です。

○小俣委員 そうすると、令和元年度で1,000万だったのが、2割まではいかないまでも上がっている、その推計で今後も推移していくということをここで示していく、この推計値をそれで見えていいのかということについての考えを教えていただきたい。水量の推計について、その分の、要は収入が高い状態ということで考えられているわけですね。

○経営総務課長 1人1日平均は、3年度の実績を引っ張って、7から下げているんだよね。

○課長代理（経営担当） はい。

○経営総務課長 やっぱ水道と一緒に、1人1日の平均の使用水量、排水量

というのは徐々に徐々に下がってまいります。ただ、急激に下がるということはありませんので、一応、2年度はコロナの巣籠もり需要で多くなっていますが、3年度の実績の分、258リットルと出ていますので、それは今までの動きを見て、6年度ぐらいまでは同量で、そこから先は1リットルぐらい減ってというような形で、11年度からはさらにもう1リットル減るといっているので、有収水量を見込んでいくということになります。

以上です。

○小俣委員 いや、コロナ前は1,000万だったのが、1,200万に増えて、推計がほぼ1,200万で推移しているわけですね。

○経営総務課長 コロナ前、1,200。

○小俣委員 1,200、すみません。私、1,000万幾らかと思ったんです。

○経営総務課長 いえ、1,200万。

○小俣委員 1,200万ですか。

○経営総務課長 はい。これは元年から2年にかけて増えているのは、先ほども申し上げましたとおり、27万立方メートル増えています。

○小俣委員 令和元年度の年間汚水量の実績が……。

○経営総務課長 合計値のところになりますけれども。

○小俣委員 こっちですか。ごめんなさい。合計値で……。

○経営総務課長 1,458万1,000が元年度です。

○小俣委員 1,458万。分かりました。そうすると大体、そうですね。

○経営総務課長 20万トン強、30万トン前後増えています。

○課長代理（経営担当） もしよろしければ、お手元のビジョンの237ページを御覧いただくと、前の計画の汚水量推計について、令和元年度の実績が出ています。

○小俣委員 分かりました。

○茂庭会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、新たな水源の整備を予定する、あるいは、当初の予想を上回っている人口減少の影響など、いろいろなところのお話でした。それを踏まえましても、特に、料金改定率の計画そのものは変更しなくても、何とかやっていけそうだということを前提にして、今後、見直し後の財政計画を達成するための料金改定の議論を進めていきたいと考えております。

次に、議事の（2）に入るわけですが、料金体系の見直しの方向性について、議論いたしたいと思います。

各委員の皆さんも、いろいろな立場の方がおられまして、なかなかこの上下水道の料金体系ということは理解しにくいものですから、分かりにくい点はあ

るかもしれませんがけれども、事務局のほうで改めて上下水道料金の実態について、県下の事例も含めて、どうなっているのかということをお理解いただくために御説明いただいて、ある程度、理解を深めた上で次の議論に移りたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、事務局から議題2のほうの説明をしてください。

○**経営総務課長** それでは、経営総務課長の私のほうから説明させていただきます。

資料3-1を御覧ください。この資料については、今、会長からも御説明ありましたように、上下水道料金の実態、あるいは秦野市の現状、県下の他の自治体との比較などにより、見えてきます本市の料金体系の課題などを御理解いただくためにまとめたものでございます。

まず1ページおめくりください。1ページになります。「表1 神奈川県下の主な水道事業体の料金体系」となっております。神奈川県下におきましては、県営水道が大きなエリアをカバーしておりましたので、市単独で水道をやっているというのは本市を含めて8市だけとなります。8市だけですと少し寂しいので、町の中から、口径別料金を採用している山北、真鶴、愛川、それと用途別の中で秦野市のお隣の中井町の料金なども参考に載せております。

まず、水道の料金体系というものは大きく2つに分かれます。真ん中の秦野市の青い部分から左半分が、基本料金をメーターの口径別に設定して従量料金が一律となる事業体、右半分が、基本料金と従量料金を用途別に設定している事業体ということになります。

秦野市は平成28年の前回の料金改定によって、この用途別から口径別に移行しております。用途別の料金体系というのは、用途の把握が正確にできない場合が多いことや、施設整備に対する負担の公平性が劣るという考え方から、近年では口径別に移行する事業体が多くなっております。

口径別を採用しているのは、神奈川県内では、18事業体のうち、この表1にあります7事業体、割合にして39%となりますけれども、全国的には、日本水道協会様が出している令和元年度版水道統計によりますと680事業体となりまして、全体の51%を占めております。

口径別の基本料金は、これは口径が大きくなるほど高くなるのが一般的でございます。用途別ですと、家庭用よりも業務用が基本料金は高くなるという例が多くございます。

また、従量料金は、使用水量が多くなればなるほど単価が高くなるという逓増制を取っているのが一般的でございます。ただし、基本料金の額、あるいは従量料金の額や、その額が変わる水量の区分といったものは、それぞれの事業体

で様々でございまして、これでなければならぬという答えはないということが、この表からもお分かりいただけるかと思ひます。

次に、2ページを御覧ください。「県下の主な水道事業体における料金の比較①」となります。この1ページ目の表を見ただけではなかなか具体的な料金が分かりにくいので、図1に、主な事業体の一月の使用水量1から100立方メートルまでの料金をグラフにしております。左が1から50立方メートルまで、右が51から100立方メートルまでとなっております。

後ほど別のグラフで御説明いたしますけれども、一般的な家庭では、そのほとんどが月50立方メートルで収まっております。秦野市は赤い線になりますけれども、南足柄市に次いで家庭用の水道料金が安いということがお分かりいただけるかと思ひます。

続きまして、1ページおめぐりください。「県下の主な水道事業体における料金の比較②」となります。業務用まで含めた、いわゆるおうちの利用者の方の料金まで含めて一べつできるようにしております。

まず、一番左のブロックが口径13ミリのメーターで10立方メートル、これは単身者のアパートなどで想像していただければ分かりやすいかと思ひます。20ミリで20立方メートルというのは一般的な家庭ということになるかと思ひます。25ミリ以上のものは主には業務用になります。

どの料金の区分を見ても、秦野市は赤い縦棒になりますけれども、単身者のところを除いては、南足柄に次いで下から2番目となる。ですから、家庭用も安いですが、業務用で使う水道も県下では安いほうに分類されるという形になります。

続きまして、4ページを御覧ください。「県下の主な水道事業体における料金単価と給水原価の関係」ということとなります。今、料金が高い安いという話をさせていただきましたが、この高い安いというのは、当たり前のことかもしれませんが、水道水をつくるコストによって決まっております。

この図3の一番左側に給水原価というものを記載させていただきました。これは1立方メートルの水道水をつくるのに幾らのコストがかかったかを示すものとなります。この給水原価に対して供給単価という指標がありますけれども、これは有収水量1立方メートル当たりの料金収入を表します。

水道料金というのは、この供給単価が給水原価を上回る、すなわち黒字となるように設定されることが一般的でございまして、したがって、給水原価が高ければ水道料金も高いということになってまいります。

県下の市の中で、給水原価が最も高いのは三浦市となっております。最も低いのは南足柄市となります。したがって、料金が最も高くなっているのが

三浦市、最も安いのは南足柄市ということになります。秦野市の水道料金が安いのは、この給水原価が南足柄市に次いで低いためということがお分かりいただけるかと思います。

また、このグラフでは、秦野市の料金体系が持っております課題も表れております。実線で表しましたのは、それぞれの水量に応じた料金をその水量で割った単価ということになります。この実線で表した線は、給水原価を表す点線より下にある水量の部分では、言ってみれば水道水が赤字で提供されていることとなります。ですから、この点線と実線が交わるところが、いわゆる損益分岐点となります。この点より上の水量で利用する方が、この赤字分を負担することによって経営が成り立っているということになります。

本市の場合は、月54立方メートルまで赤字で提供されているということになりまして、この水量は、三浦市に次いで大きいものとなっております。

続いて、1枚おめくりください。5ページとなります。では、どれぐらいの水量がこの損益分岐点以下で提供されているかを検針データから表しております。

本市は二月に1度の検針となっておりますので、先ほどの一月54立方メートル掛ける二月分で108立方メートル、約110となりますので、一番右の四角で囲んだ110立方メートルのところを御覧ください。検針データの98.5%が110立方メートル以下となっております。

また、110立方メートルまでで使用された水量、真ん中の点線になりますが、これは全体の81%に達します。すなわち8割の水量が赤字で提供されまして、残り2割の水量に含まれる黒字でそれを補填しているということが分かります。

水道料金は、先ほども申しましたとおり、逦増制が一般的でございます。どの事業体でも多かれ少なかれ、家庭の利用による赤字を、大口の利用、業務用の利用が補填するという構図は同じですけれども、前回の審議会でも御説明いたしました。本市が、この大口の利用者への依存度が高い料金体系であることは課題であって、他の事業体よりも経済活動の変化による影響を受けやすくなるということになります。

続いて、6ページを御覧ください。前回の審議会での説明を補足するために、コロナ禍による経済活動低下、あるいは巣籠もりの増加により、影響を受けました令和2年度の口径別の使用状況を令和元年度と比較したデータになります。

上の左側のグラフになりますが、13ミリと20ミリ、これは主に家庭で使われるものでございます。有収水量が大きく増えております。25ミリ以上、これは主に業務用ですが、これは全て減少したということが分かります。それぞれを差し引きますと、トータルでは18万7,000立方メートル余りが増加したということになります。

上のグラフの右側は、料金収入になります。有収水量と同様に、13ミリと20ミリでは増えておりますが、25ミリ以上では全て減収となっております。

しかし、有収水量とは違って、合計では、25ミリ以上の減額を13ミリと20ミリで賄い切れず、トータルでは1,700万円の減収となっていることが分かります。

前回の資料でもお見せしましたが、同じ県下の座間市では、有収水量が増え、料金収入が増えたということになってございました。座間市が同様のデータを公表しておりましたので、座間市のデータも同じようにまとめております。7ページになります。同様の比較を行った結果、座間市の20ミリ以下で有収水量も料金収入も増加して、25ミリ以上で全て減少しているという結果は本市と全く同じであるということが分かります。しかし、料金収入は、本市と異なりまして3,800万円の増となっております。

お手数ですがけれども、4ページのところへお戻りいただきたいのですが、座間市は、本市と同様に水道水源の多くを地下水としておりますので、料金も本市に次いで安い事業体、県下で下から3番目の事業体になります。しかしながら、同じようにグラフを作ってみますと、本市の損益分岐点の54立方メートルに対して、座間市が38立方メートル、黄色い線のところになってございます。

仮に本市の損益分岐点が38立方メートルであれば、二月で76立方メートルということになるのですが、お手数ですが、1枚おめくりいただいて5ページを御覧ください。もし、ここが損益分岐点だとしますと、80立方メートルのところを御覧いただきたいのですが、使用された水量、真ん中の点線ですがけれども、約74%、赤字で提供される水道水の割合は、110立方メートルの場合よりも7ポイント低くなるということになります。

前回の資料でもお示ししましたがけれども、座間市の有収水量に占めております25ミリ以上の口径の割合は、本市が16%であることにに対して10%となっております。

また7ページに進んでいただきたいのですが、右下の表を、本市の6ページの右下の表と比較いただいてもお分かりいただけるかと思うのですが、25ミリ以上の1件当たりの平均有収水量も座間市は少なくなっております。したがって、必要なトータルでの料金収入を得るためには、25ミリ以上に依存しきれない、すなわち20ミリ以下に、より多くの負担を求めざるを得ない料金体系になっているということが言えるのではないかと思います。

これに対して本市は、25ミリ以上への依存が可能であったために、自然と20ミリ以下への負担が低い料金体系になっていったということも言えるのではないかと思います。

続いて、8ページを御覧ください。今度は下水道使用料になります。まず、基

本料金になりますけれども、水道のように口径別という考え方は下水のほうにはございません。

また、本市では、この表に掲げました一般汚水のほかに、特定汚水、これは工場などで処理した後に公共下水道に放流する場合、従量料金の負担が少なくなる契約となります。市内では9件だけとなっております。こういう部分もございます。

さらには、銭湯に対しては、従量料金が一律20円となる公衆浴場汚水の区分もございます。しかしながら、市内には銭湯がなくなりましたので、現在、契約はございません。

このほかにも、他の事業者ではプール用の料金設定などを行っている市もありますけれども、一般的には一般汚水に区分されるものが大半を占めているということになります。

いずれにしても、水道と同様に、従量料金というのは、処理水量が多くなれば単価は高くなる逓増制を取っているのが一般的でございます。また、基本料金や従量料金の額、従量料金の金額が変わる水量の区分なども各市で様々となっております。水道と同じですが、これでなければならぬという答えがあるというものでもございません。

1枚おめくりください。水道と同様に、1から100立方メートルの場合、幾らとなるかをグラフに表しました。19市全てを表すとちょっと分かりにくくなってしまうので、水道のグラフに採用した事業者と同じ事業者を表しております。なお、県営水道は、給水区域内の平塚市を例として挙げさせていただきました。

水道と同様に、三浦市が高額となりまして、南足柄市が低額となります。

また、本市は、水道とは異なりまして、逆に県下では高い部類に入ってくるというのがお分かりいただけるかと思えます。

続きまして、10ページを御覧ください。先ほど水道でお示ししましたグラフと同じ水量でそれぞれの料金を表してございます。本市は全てで高い部類に入ってしまうことがお分かりいただけるかと思えます。すなわち、水道料金が安いという優位性が、上下水道料金として合計されると打ち消されてしまっているということになります。

具体的に申し上げますと、現在は、水道料金は県下の市で下から2番目、下水道料金は上から4番目となっております。合計額は下から4番目となりますけれども、今回の改定の財政計画どおりに加わると仮定すると、水道料金の下から2番目は動きませんが、合計額にすると、真ん中よりも上に行く可能性もあるというふうに考えております。

続きまして、11ページを御覧ください。水道料金と同様に、下水道使用料の高

安いというのは、汚水を処理するコストによって決まっています。グラフの一番左に処理原価というものを示しました。これは1立方メートルの汚水を処理するために幾らのコストがかかったのかを示しております。

この処理原価に対しまして使用料単価という指標がありますけれども、これは有収水量1立方メートル当たりの使用料収入を表しております。水道と同様に、この使用料単価が処理原価を上回るような料金設定を行うのが原則ですけれども、下水道には水道と異なる事情がございます。下水道は、多くの国費が投入されて整備をされてきましたので、特に減価償却費の負担が大きくて、これを全て使用料で賄うとすると、いずれも事業体は同じですが、使用料が大分高いものとなっております。

そこで、下水道は自然環境や生活環境の維持向上に役立っていることから、利用者だけではなくて全ての住民にその恩恵が及んでいるという観点から、一般会計、すなわち税金による負担が国からも認められております。これを一般会計からの繰入れと申しますけれども、本市の場合、令和2年度決算では、使用料収入21億円に対して繰入金14億円となっております。この繰入金があれば、単純計算では使用料が現在の1.7倍ぐらいになる計算ということになります。

さらには、国が認めた繰入金だけでは、なお料金が高騰するという理由から、多くの自治体では国の基準を上回る繰入れがいまだに行われております。これを俗に基準外の繰入れと呼んでおりますけれども、本市の場合、14億円の繰入金のうち、4.5億円が基準外の繰入金ということになっております。

しかしながら、税収も伸び悩んでおりますので、一般会計も大変厳しい状況もございます。早期に料金を見直して、この基準外繰入れを解消しないと、行政サービス全般に悪影響を与えかねません。

そこで、本市では、先ほども少しお答えを申し上げましたが、令和5年度、9年度に料金改定を行うことによって、令和9年度から、この基準外繰入れの解消を目指す財政計画としております。

再びグラフの内容に戻りますけれども、水道と同様に損益分岐点となる水量を見ますと、秦野市の場合、赤い線ですが、点線が南足柄市とほとんど重なってしまっていますので、グレーの線と赤い線の交点をちょっと御覧いただきたいんですけれども、41立方メートルということになります。水道よりも赤字で処理される水量は少ないということになりますけれども、令和2年度においては、水道と同様に有収水量は増加したものの、料金収入が減少するということはありませんでした。両者の料金体系の特徴が異なることによる結果というふうに捉えております。

次、12ページを御覧ください。水道と同様に、どれぐらいの水量が損益分岐点

以下で処理されているのかを検針データから見てみます。41立方メートルの2か月分で82立方メートルとなりますので、80立方メートルの四角囲みのところを御覧ください。検針件数の96%がこの80立方メートル以下ということになります。処理水量は真ん中の点線ですが、78.5%となっております。

先ほどの水道との比較を行ったり来たりしなくて済むように、次の13ページに、それぞれの水量に応じた検針件数、使用水量、料金収入に占める割合をまとめてございます。損益分岐点以下の割合、これは検針件数では2.5ポイント、有収水量では2.6ポイント、下水道のほうが低くなっております。逆に、料金収入は1.0ポイント、下水道のほうが高くなっているというのが、両者の料金体系の違いということになるかと思えます。

ですから、先ほど、料金体系というのはこうでなければならぬという答えはないということを申し上げましたけれども、言ってみればバランスの問題が一番なのかなというふうに考えております。

本市は、家庭用の水道が非常に安いということで昔から知られたまちでございました。あまりにもそのところをこだわったゆえにといいますか、今回のコロナ禍で、そういう料金体系によって、どういう課題があるかということが顕在化したということは言えるのではないかと思います。

資料3-1の内容についての説明は以上となります。

○茂庭会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

神奈川県内の都市でこういう料金を比較することで、それぞれ同じ神奈川県内でも置かれている条件はかなり違いますので、一概に比較するのは難しいかと思えますけれども。

例えば5ページでしょうか、それから、最後の表3がいいのかな、13ページの表ですけど、それぞれの損益分岐点ということで、いかに、大口、水をたくさん使うところにその負担をさせて、全体の収入を依存しているかというのがよくお分かりいただけたかと思うんです。

○入江委員 今のお話、資料が分かりやすく非常に勉強になりました。要するに上水道のほうは、少量需要者に対する値段が安いというのが最大の特徴であり、これを例えば20円とか、例えばですけど、上げるとというのが、一つ基本、ベースになるとお考えなのではないでしょうかね。

あともう1点、下水道のほうは処理単価が高いのですが、簡単に言えば、どうということなんだと言いましたっけ。水道のほうが安くて、これは湧水とかがあるからですね。それで家庭用を中心に還元されていると。それが今となって

は負担になっているということですのでけれども、一方で、下水道のほうが処理単価は高いんですけれども、今、御説明があったものなんですけれども、上水道が安いのに何で高いかという、これは何で高いんですしたっけ。何か減価償却とか、そういう話なんですか。

○経営総務課長 水道が安いのは、今もおっしゃっていただいたように、主に地下水を水源としていること、浄水費用がかからないということと、あとは秦野盆地という地形を生かして、1度取水場から配水場にポンプアップすれば、あとは自然流下でほとんどが配水できると、コストがかからないと、その2つの特徴を生かして安く抑えることができていると。

ですから、家庭用も安いのですが、事業用も他市に比べれば安いという、この優位性は動かないと思います。ただ、バランスに少し問題があるのではないのかなというところがあります。

下水が高いというのは、下水の処理方法、主には2通りございます。流域下水道という、1つの大きな河川の両岸に大きな処理場を都道府県がつくって、そこへ各市町村がつなぐ流域下水道というのと、あとは、この秦野市のように、単独の公共下水道、単独の処理場を持っているというのがございます。

流域の下水道は、やはり大きな処理場で一括して処理することにより、スケールメリットによるコストダウンを図ることができます。ところが、秦野市のように1つのまちで単独の処理場を持ってしまう、持たざるを得なかったのですが、そのことによるコストというのが非常に重荷になっていると。それでどうしても高めの料金になってしまうというのが主な理由なんです。

○入江委員 下水道、一頃話題になりました合流式下水道ということになりますか。合流式下水道とか、オリンピックの頃に結構話題になりましたけれども、その合流式下水道なんですよ。

○経営総務課長 雨と汚水と一緒にするのが合流式です。これは都市化の早かったエリア、東京なんかもそうですが、そういうところは合流式というのが多くて、秦野市のように都市化が遅かったエリアは、分流式、雨と汚水はしっかりと分けて処理をすると、そういう方法を取っております。

○入江委員 それでは、雨水のほうは、全部持ち出しでやられているわけですね。

○経営総務課長 雨水のほうは河川へそのまま直接行きますが、その排水路の整備ですとか、そういうお金というのは全部、一般会計が税金で負担することになっています。

○入江委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○茂庭会長 よろしいでしょうかね。

ほかにはいかがでしょうか。

○竹野下委員 日本水道協会の竹野下と申します。

今回、見直しの方向性ということなので、何となく感じたことを、取りあえずちょっとお話しできればいいかなと思っているんですけど、説明は本当に丁寧に分かりやすく、ありがたかったです。

やっぱり恐らく、問題意識を持ってもらっているのですが、損益分岐点のほうをなるべく使用量の少ない方向に寄せたいという方向性に関しては、個人的にはおっしゃるとおりだなと思っています。

というのも、業務用になるべく依存しているモデルになっていると思うんですけども、今の時勢というのがなかなか難しく、コロナ禍で例えば、業務活動が停滞してしまったので、業務用が基本的に落ちるとするのは、多分、火を見るよりも明らかだと思います。巣籠もり需要があるので、家庭用の使用量が上がるというのも、また必然だと思うんですよ。

ただ、そこから逆に予測してみて、これが少しでも落ち着いたら元に戻るかということ、実際に蓋を開けてみたら、業務用とかが簡単に戻ったわけではないですよ。もちろん、そういった業務活動が平常時になかなか戻らないというのも一因なんですけど、やっぱりビジネスモデルがコロナというのをきっかけに変わってしまっている企業というのもあって、業務用がなお上がらない、元に戻らないというか、結局、上がり幅が緩やかであるなど、逆にそれでモデルが変わって、家にいる人が増えてしまった、テレワークが増えてしまったので、家庭用は増えた。

ただ、結局、業務用がそんなに戻っていない、家庭用はちょっと増えたという状況だと、トータルで見ると結局、その使用料は減っているみたいな、結構そういった事情というか、そういったのもあって、意外と、思っていたとおりに予測というのはなかなかできないというところが多々ありますので、となると、そういった想定外の動きとかに対応できるのはどんな見直しというふうに考えると、やっぱりそういった損益分岐点とかをなるべく低い段階から捉えるようにするというのは、一つ考えにはなるかなというのが1点ですね。

あとは、秦野市さんの水道の料金体系、1ページを見させてもらっていると、ほかの都市との違いが一目で分かるので、逆にここで考えやすいということ、とは言いつつも、損益分岐点を、低い水量使用者から取るように簡単にずらしちゃうというわけにもいかないと思うので、もし、そこからさらに工夫するとしたら、結構、個人的に思ったのは、この従量料金は、そんなに幅がないのかなというふうに見えたんですね。

横浜市さんは細かいからというのもあるんですけど、やっぱり結構、そのの

従量料金制を取りつつも、やっぱり水量でもうちょっと細分化して、本当に10円、1円の単位ぐらいから細分化するような形でバランスを取るような形とかもできるのか。損益分岐点をただ単純にずらすんじゃなくて、従量料金の中でももっと細かくして行って、トータルで見ると、少量水量利用者からも取れるようなモデルみたいのも、割とそういった余地があるのかなと。

あと、何より、これは個人的な意見なんですけれども、単純に、本当に、ほかの自治体に比べて大分安い分、値上げに対する抵抗感みたいのも多少は低いのかと。ただ、それはもちろんほかの自治体と比較して安く見えるからそうなって、当然、当事者、秦野に住む人たちからすれば大きな問題かもしれないんですけど、そういったところからちょっといろいろと見て行っていただけたら、よりよい料金体系の方向性というのが出てくるかなと思います。

取りあえず、お伝えしている趣旨とか意図は、もうおっしゃるとおりと思って、あとは、やり方とか、工夫の仕方ですね。ちょっと言い方は申し訳ないですけど、そういった中で、いい料金体系が作られればいいのかというところをちょっと個人的に感じて。長々しゃべったんですけど、結構いろいろ、そういった裏の事情とかも酌み取りながらやっていくと、意外と、一般的に考えたものよりも、もうちょっと地に足がついたような、設定ですか、料金体系とかの構築もできるかなというのをちょっと意見としてお話しさせてもらえたらと思います。

○茂庭会長 事務局から何かございませんか。

○経営総務課長 今の業務用の不確かさと言ったらいいんでしょうかね、これはまさに今、おっしゃったとおりで、いまだに非常に不安定な動きをしています。

ですから、それを日々見るにつけ、やっぱりコロナで顕在化しましたけれども、これを機会に、この業務用への依存度が高いというのは、将来のことを考えれば確実に直していったほうがいいんだろうなというふうに考えておきまして、基本料金がやっぱり一番頼りになる部分、何が起きても基本料金は払うということになりますので、それをどうするか。あるいは、その基本水量、今、秦野市は8立方メートルまでは水道が基本料金の中で使えますけれども、その基本水量をどうするかということも含めて、この次の、また資料の説明の中でも触れさせていただきますが、いろいろな改定案のシミュレーションは行っていきたくないというふうに考えております。

○茂庭会長 この料金の決め方の逦増率をどうするかというのは非常に難しい問題です。一番の欠点は、先ほどの説明にあったように、大口の動向によって全体の料金収入が左右されてしまうと。お話には出てこなかったんですけども、

その逡増性について、あまり率を高くして、大口に頼る傾向が過ぎますと、例えば地下水事業ですとかそういうところに逃げてしまって、大口の需要そのものがなくなってしまう。

それは一つの方法なんですけれども、いろいろな衛生上の問題とか何とかがありますと、地下水にあまりにも移行されるのは好ましいことではないだろうと私は個人的に思っています。最近は何つか、事業を移したはいいけど、問題になったところも散見するようになってきていますので、できれば、逡増率を下げ、大口需要者も水道が使えるようにしてくれたほうがいいのかと個人的には思っております。

それから、この中で大都市、例えば横浜とか川崎が比較対照に出てきて、これは非常に高い、逡増率が高いというのが見えていますと思いますけれども、これはもう一つ理由がありまして、実は工業用水道が多いんですね。秦野市は水道と下水道だけですけれども、横浜や川崎は、工業用水というのが水道のほかにあります。そちら側から、それほど水質を要求しないものはそちらに利用を移行できると、特に冷却水みたいなものですね、移行できるということがあって、どうしても使わなきゃいけない、水道水の水質が要求されるようなところだけは大口需要者として残っているということなので、そういう事情がありますので、一概にこれは比較できないんですけれども。

基本的な方向としては、個人的には私は、逡増率はできるだけフラットに近づけていくほうがいいのかと、事業経営としても、経営体として考えても、そのほうが正常な状態になるんじゃないかなというふうに考えていますので。

事務局、何かありますか。

○経営総務課長 いえ、特にありません。

○茂庭会長 ほかにいかがでしょうか。

料金の問題を議論し始めると、何日かかっても終わらないんですけれども。

○小俣委員 資料が本当に分かりやすく、まとまっております。

下水道の金額で、秦野市さんは高いというお話があったと思うんですけど、先ほど御説明があったように、やっぱり下水道って一般会計と下水道料金のところがあるので、ほかの自治体の料金というのが、もしかしたら、一般会計から繰入れしている金額が多いがために、下水道料金が低く収まっているというふうにも考えられるのかなとちょっと思ったので、もしかしたら、秦野市さんとして多分、経営努力をされていく中で、こういった金額にされている。だから、一概的に高いわけではないのかなというのがちょっと感想としてあります。もしかしたら、そこは考慮されているかもしれないのですが。

○茂庭会長 私の知っている限りでは、横浜、川崎は一般会計からの繰入れは

なしですね。いわゆる雨水や何かを入れたら、基準外はゼロにしている。その部分に対しては今もゼロで。

このリストの中ですと、小田原がゼロを目指して、今、ゼロになったのかな、なったんですね。

○**経営総務課長** ゼロになったんですが、復活させようとしていますね。一方的にゼロにされたというところで、基準内すらも全額出してもらっていないというのがあるようなので。

○**茂庭会長** 神奈川で比較すると、あまり大金を入れている事業体というのはないようですね。大体、多くても5%から10%ぐらいだと私は記憶しています。

神奈川で、一番気の毒で、あまり比較対照にしてはいけないと思うのは三浦ですね。ちょっと地形的な特徴で、水源もないし、下水も単独でやらざるを得ないし、いずれにしても条件的に悪いところが三浦です。ですから、三浦が出てくると非常に目立つんですけども、これはあまり参考にならないデータかなという気がいたします。

○**小俣委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**茂庭会長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

前回の第1回の審議会においても、コロナ禍において顕在化した料金体系の持つ課題等についての説明がございました。また、情報量が多くて、なかなか1度で料金体系を理解するというのは難しいんですけども、現在の秦野市の上下水道料金がどういう状況にあるのかという説明を受けてきました。これを踏まえて、財政計画を達成するための料金の見直しの方向性について、事務局から説明をお願いいたします。

○**課長代理（経営担当）** 議事の2「料金体系の見直しの方向性について」説明いたします。資料につきましては、資料3-2となります。

それでは、まず「1の料金体系」、こちらを御覧ください。少し先ほどと説明が被る部分もありますが、御容赦ください。

水道料金と下水道使用料につきましては、主に表のような組合せで構成されております。まず初めに、料金体系の大別ですが、使用用途で区分される用途別なのか、水道メーターの口径の大小で区別される口径別なのか、これに分かれます。本市の水道料金は、先ほど説明でも話がありましたが、前回の平成28年度の料金改定で用途別から口径別へと変更しています。

次に、料金区分の組立て方に当たりましては、定額料金または使用水量に応じた従量料金のいずれかを採用とする一部料金制と、基本料金と従量料金を組み合わせる二部料金制があります。

次に、従量料金の組立て方につきましては、使用水量が多くなるほど料金が

高くなる逡増型、反対に、多くなるほど安くなる逡減型、そして、使用水量の多寡にかかわらず均一にする単一型の3つがございます。

最後に、基本水量がありなのか、なしなのか、この2つがございます。

次に、「2 本市の料金体系」でございます。まずは水道料金ですが、口径別の二部料金制で逡増型、基本水量は8立方メートルとしてございます。

続きまして、下水道使用料については、用途別の二部料金制で逡増型、基本水量は水道の半分の4立方メートルとしてございます。

なお、参考といたしまして、表の下の米印のところに、月20立方メートルを使用した場合の水道料金及び下水道使用料を示してございます。

それでは、2ページにお進みください。「3 料金体系の課題と見直しの方向性について」でございます。このことにつきましては、大きく基本料金と従量料金とに分けて整理しました。

まず、(1)基本料金についてですが、こちらはさらに2つに分けて考えています。最初に、「ア 二部料金制」についてですが、施設維持管理費などの固定的な経費を基本料金で回収し、使用水量の多寡によって変動する動力費や薬品費などを従量料金で回収することは、公平な負担に適しており、多くの事業体で採用され、先ほども話しましたが、本市も採用してございます。

図1は、二部料金制についての水道事業におけます経費回収のイメージ図となります。①に経費の分解を示していますが、水道使用者に応じて増減する経費が需要家費、施設を維持していくために固定的にかかる経費が固定費、そして、使用水量の多寡によって変動する経費の変動費の3つに分解されます。

そして、②には、これらの経費の回収を示していますが、需要家費は全て基本料金に、固定費は基本料金と従量料金に分けられ、変動費は全て従量料金で回収といったこととなります。

なお、固定費ですけれども、本来であれば全て基本料金で賄うべきものですが、施設型事業である上下水道事業の性質上、費用の総額に占める固定費の割合が極めて大きく、全て基本料金で賄うことになると、基本料金が非常に高い設定になってしまうため、水道事業でいいますと、日本水道協会の水道料金算定要領に示している一定の基準により、固定費の一部を従量料金で回収することとしてございます。

これを踏まえまして、「課題① 固定費の回収率向上」になります。先ほども話しましたが、上下水道事業は施設型事業でありますから固定的な経費の割合が高く、持続可能なライフラインを維持するためには、安定した収入を確保することが必要です。

図2には、令和3年度決算におきます基本料金と従量料金の収入割合を示し

ています。

この課題に対する「見直しの方向性」ですが、まず、公平な負担という観点から、現行の二部料金制、この方法につきましては、今後も継続することが妥当であると考えてございます。

そして、持続可能なライフラインを維持するためにも、安定した事業収入を確保できるよう、固定費の回収率の向上を目指していきたいと考えております。

ただ一方で、市民生活や市内経済の状況につきましては、コロナ禍からの復調の段階であります。そうした状況を十分考慮した上で、市民負担を最小限のものとした改定となるよう考えていきたいと思っております。

参考に、図3には、理想とする料金回収割合を示してございます。

それでは、3ページにお進みください。次は、基本料金にかかります2つ目の項目である「イ 基本水量制」についてです。「公衆衛生の向上、生活環境の改善」という観点から、基本料金に一定の水量を付与し、全ての市民・使用者に対して最低限の生活用水を平等に確保するとともに、料金の低減化を図るため導入されたものであり、本市も採用いたしております。

これを踏まえまして、課題の②でございまして、「時代背景と基本水量制のあり方」です。近年におきましては、核家族化や一人世帯の増加によりまして、基本水量に満たない使用者が増加しており、不公平感を抱く懸念がございまして。

また、資料にも記載しておりますが、日本水道協会や日本下水道協会の算定要領などにも、「漸進的に解消するもの」であるとか、「不公平感を抱かせるもの指摘がある」といったことが示されてございます。

図4におきましては、水道事業ではありますが、令和2年度末現在の市町村営の末端給水事業体(1,139事業体)におけます基本水量制について調べたものを示しました。基本水量制を設けていない事業体は322、28%と少ないですが、平成28年度から令和2年度に撤廃した事業体は32となっております。こうしたこともあり、今後も増えていくのではないかと考えております。

なお、昨年7月になりますが、横浜市が水道料金を改定しました。その際に、横浜市も基本水量制を廃止しているところであります。

この課題に対する見直しの方向性ですが、本市の水道普及率は99.8%、公共下水道におけます市街化区域の汚水整備につきましては、平成27年度末にはおおむね完成しており、「公衆衛生の向上、生活環境の改善」という目的は達成しているものと思っております。

なお、水道につきましては、前回の料金改定時にも議論されたものの、結果、使用水量の少ない使用者に対する配慮から、基本水量制は継続といった経過もございまして。このことから、当初の目的、過去の経過、そして現在の社会状況な

どを総合的に勘案した上で、継続したらどうなるのか、廃止したら、あるいは数量を変更したらなど、あらゆる想定をしまして検討していきたいというふうに考えてございます。

それでは、4ページにお進みください。次は、「(2) 従量料金について」の「逓増型」について示してございます。施設の拡張などには多額の費用がかかることから、これらの費用を大口需要者の料金に反映し、節水意識を働かせることで水需要の抑制をするとともに、家庭における生活用水の料金低減を図るという目的のために導入されており、これも多くの事業者で採用されています。

これを踏まえまして、「課題③ 時代背景と逓増型のあり方」でございますが、コスト削減などによる節水機器の普及などにより、業務用の水需要は低下してございます。また、前回の審議会でも触れまして、先ほどもちょっと話がありましたとおり、コロナ禍の影響によって、本市は業務用への依存度の高さが浮き彫りとなりました。

この課題に対する「見直しの方向性」ですけれども、これも前回の審議会でも触れましたが、令和2年度決算の水道料金収入は、全給水戸数の僅か1%であります口径25ミリ以上のいわゆる業務用が、料金収入全体の33%を占めており、使用水量の多い業務用で賄っている状況にございます。

また、下水道使用料につきましても、令和2年度決算は、有収水量が過去最高を記録したものの、使用料収入につきましても、平成29年度、30年度を下回っており、水道と同様に使用料の単価が高い業務用の減少が影響しているものと考えられます。

なお、従量料金の単価を単一化すると、少量使用者への過度な料金負担を招くことになる恐れもあることから、逓増制につきましても、継続することが妥当であると考えております。ただし、景気に左右されにくい料金体系の構築に向けまして、逓増性を緩和する方向性で考えていきたいと思っております。

以上が料金体系の課題と今後の見直しの方向性となります。

今回につきましても、課題を整理した上で、今後の方向性を中心に説明させていただきます。

次回につきましても、具体的な数字を入れました改定案のシミュレーションをお示ししたいと思っております。なお、様々なパターンのシミュレーションをお示しすることと思っておりますが、今回説明した方向性に基づきまして、なるべく絞った形でお示ししていきたいというふうに考えています。

説明は以上となります。

○茂庭会長 ありがとうございます。

今後の料金体系の見直しの方向性について、今、事務局からの説明がござい

ましたけれども、いかがでしょうか。

基本的には、体系は現状のままで、逓増率もできれば、できるだけ平らにしていきたいというような方向で見直したい。固定費ですが、基本料金に占める割合を増やしていきたいということでしたけれども、いかがでしょうか。

○入江委員 今、会長がおっしゃいまして、事務局からの話もありましたように、基本的には、逓増型を維持することはできたとしながらも、よりフラットな形になっていくというのがあるべき姿ではないかと思えます。

少量需要者に対して安価な料金を提供していくというのは、ある意味、所得再分配的な観点もあろうかと思えますけれども、それは基本的には一般会計で考えるべきことであって、事業としてやるからには、民間事業と同じことで、ベースでやっていくとすれば、まず、黒字になるような形があるべきであって、それが、今現在、少量需要者に対する安い料金というところがネックになっているのであれば、それを是正していくということが注目ポイントであるべきであって、それで所得の再分配みたいところがなくなるというのであれば、それは一般会計で別に考えるべきではないかというふうに今日、聞いて思いました。

以上です。

○茂庭会長 ありがとうございます。

○宮永委員 私も不勉強で分からないところがあるんですけども、この地方公営企業体が水道事業を経営する場合に、独立採算制を採用するという、たしかルールが何かあったように、国のほうで主導したかなというように思われるんですけども、すなわち、その独立制を採用するということについては、この事業について、地方公営企業体が営む場合において採算制、収支をしっかりと取ることが求められているのではないかなと思えますけれども、その辺によっては、この議論、次回以降がどうするかというところになるろうかと思えますけれども、過去、いや、私もちょっと正確な話じゃなくて申し訳ないですけども、私はちょっとそういうことが気になるなと思ったんですけども、ただ、一般会計からの繰入れも当然あるんですけども、独立制というところがたしか優先しなければいけない、そのようなちょっと思いが、感じがしたものですから。

○経営総務課長 独立採算制ということで、先ほどの御意見なんかを踏まえてお答えしますと、ある意味、やはりドライに税の役割と料金の役割は違うんだろうというところをはっきりさせていかなきゃいけない。

今、宮永委員がおっしゃったように、独立採算でやらなきゃいけないんだよというのは、地方公営企業法、これの定めにとりますので、例外的に、下水道などのように不採算が目に見えているような、そういうものは総務省が一定

の基準を示して、ここまでは税で負担してもいいよというのはありますけれども、それ以外の事業というのは、一般的には独立採算で料金収入をもってやっていたらいけないというのが地方公営企業という仕組みになります。

本市の場合には、上下水道事業共に地方公営企業法の適用を受けておりますので、水道は完全な独立採算、下水道のほうも、さっき申し上げましたように、国が認めているところまでは税で負担していただきますけれども、それ以外の、いわゆる基準外というものは、早期での解消を目指していくということを計画でうたっています。

○宮永委員 その目標はやはり、収支をしっかりと取ることが目標になるということですね。

○経営総務課長 そうですね。

○宮永委員 独立で行っているということですよ。

○経営総務課長 そうですね。

○宮永委員 そういうことですね。それだけ今、そういう状況の中で今回、丁寧に説明いただきましたけれども、こうした内容をいかにどのように改善していくかということの次回以降の検討ということですね。

○経営総務課長 はい。

○宮永委員 ありがとうございます。

○茂庭会長 基本的には、公営事業といえども独立採算でやっておりますので、完全に民営化されているわけではありませんけれども、幾つかの事業体では、コンセッションという格好で外部に事業をお願いする、民間の力を使うということがあって、これはこれからも多分増えていくであろうと思うんですね。その場合は、もう明らかに、きちっと収支がここで収まっていなければ引き受け手が当然いないわけですから、また、税金からそのお金をつぎ込むというような方法も取れないわけですから、それを考えてもできる限り、ほかの事業体との比較もありますけれども、独立した採算で賄えるようにということは、利益が出ないのに事業をやるところというのは基本的にないわけですからね。それを考えていく必要があるだろうと。

日本は独自の発達の仕方をしてきたために、こういうシステムが出来上がっているんですけども、諸外国なんかを比較しますと、非常に特異性のあるシステムが日本では取られているというふうに考えてよろしいかと思えますね。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいま3-2の資料で説明のあった方向性に基づいて、これから議論を進めていくことになりますけれども、次回は、先ほどの説明にありましたけれども、改定案のシミュレーションを幾つか示していただけるということですので、

その内容について、次回以降、議論させていただきたいと思います。

それでは、議事のほうは「その他」へ移りたいと思います。事務局から何かありましたらお願いいたします。

○課長代理（総務担当） それでは、今後の上下水道審議会の開催日程について御説明させていただきます。

御多用のところ、大変申し訳ございませんが、次回の開催日程について、7月27日、水曜日午後2時からの開催を予定しております。ちょうど1か月後になります。開催通知については後日、7月中旬までに郵送させていただく予定です。御予定の確保をお願いいたします。

繰り返します。次回の開催日程についてですが、7月27日、水曜日午後2時からの開催を予定しておりますので、御予定の確保をお願いいたします。

事務局からは以上です。

○茂庭会長 ありがとうございます。

次回の日程について、7月27日、水曜日の午後2時からという説明がありましたが、それに何か御質問等ありましたら。よろしいですか。

それでは、皆さん、お忙しい中、また暑い中を3か月間連続で開催ということになりますけれども、ぜひともよろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、以上をもちまして審議会を終わらせていただきます。

午後3時47分閉会